

平成29年

第1回市議会定例会 議案第26号

職員の勤務時間に関する条例の一部改正について

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（平成3年函館市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（育児または介護を行う職員の早出遅出勤務）

第5条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項および次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業および終業の時刻を、職員が育児または介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校，義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって，規則で定めるもの

2 前項の規定は，職員の休日および休暇に関する条例第7条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において，前項中「次に掲げる」とあるのは「職員の休日および休暇に関する条例第7条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある」と，「その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって，当該職員が現に監護するもの，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項および次条第1項から第3項までにおいて同じ。）を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか，早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は，規則で定める。

第6条第4項中「第1項および前項」を「前3項」に，「あるのは「職員の休日および休暇に関する条例第7条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が，規則で定めるところにより，当該要介護者を介護」と，「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と，前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が，規則で定めるところにより，当該要介護者を介護」を「あり，第2項中「3歳に満たない子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養育」とあり，および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が，規則で定めるところにより，当該子を養

育」とあるのは、「職員の休日および休暇に関する条例第7条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

職員から育児または介護のために請求があった場合には、当該職員に早出遅出勤務をさせることができることとし、および育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護を行う職員の時間外勤務の制限に係る規定を整備するため